【参考】資料2の改訂部分抜粋

感染の再拡大防止に向けて

【令和3年4月9日】改訂 【令和3年4月12日】施行 改訂後 R3.4.12施行

1.感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項 に基づく道民の皆様等 に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1

外出の際には

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- **行動の**・「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県 (※) との不要 不急の往来を控える。※ 宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県(R3. 4. 12現在)
 - ・また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との 不要不急の往来を控える。

2

飲食の際には

行動の ポイント

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言して いる店舗を利用する。
- ·「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、 深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)。

3 崩

職場内では

- 行動のポイント
- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

Ⅰ.感染防止行動の実践 【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項 に基づく道民の皆様等 に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1

外出の際には

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- 行動の · 「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされた宮城県及び大阪府、 ポイント 兵庫県との不要不急の往来を控える。
 - ・また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との 不要不急の往来を控える。

2

飲食の際には

行動の ポイント

- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言して いる店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する(食事は4人以内など少人数、短時間で、 深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用)。

3

職場内では

- 行動のポイント
- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。